

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 ( 2 0 1 6 年 ) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（昭和40年12月町田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および公職選挙法」を「、公職選挙法」に、「並びに」を「及び」に、「第29条第4項」を「第35条第4項」に、「及び市農業委員会」を「、市農業委員会」に、「出頭または」を「出頭し、又は」に改める。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

証人等の実費弁償に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、<u>公職選挙法</u>（昭和25年法律第100号）第212条第3項<u>及び農業委員会等に関する法律</u>（昭和26年法律第88号）<u>第35条第4項</u>の規定に基づき、市議会、市選挙管理委員会、<u>市農業委員会及び公聴会に出頭し、又は参加した者</u>（以下「証人等」という。）の実費弁償に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条<u>および公職選挙法</u>（昭和25年法律第100号）第212条第3項<u>並びに農業委員会等に関する法律</u>（昭和26年法律第88号）<u>第29条第4項</u>の規定に基づき、市議会、市選挙管理委員会<u>及び市農業委員会並びに公聴会に出頭または参加した者</u>（以下「証人等」という。）の実費弁償に関して必要な事項を定めるものとする。</p>